

営業許可申請等手数料一覧（令和8年4月1日から）

○ 食品衛生法関係

業種名	手数料（円）	業種名	手数料（円）
飲食店営業	17,000	氷雪製造業	23,000
調理の機能を有する 自動販売機 ^{※1}	9,600	液卵製造業	23,000
食肉販売業	10,500	食用油脂製造業	23,000
魚介類販売業	10,500	みそ又はしょうゆ 製造業	17,000
魚介類競り売り営業	23,000	酒類製造業	17,000
集乳業	10,500	豆腐製造業	16,000
乳処理業	23,000	納豆製造業	16,000
特別牛乳搾取処理業	23,000	麺類製造業	16,000
食肉処理業	23,000	そうざい製造業	23,000
食品の放射線照射業	23,000	複合型そうざい製造業	33,000
菓子製造業	16,000	冷凍食品製造業	23,000
アイスクリーム類 製造業	16,000	複合型冷凍食品製造業	33,000
乳製品製造業	23,000	漬物製造業	17,000
清涼飲料水製造業	23,000	密封包装食品製造業	23,000
食肉製品製造業	23,000	食品の小分け業	17,000
水産製品製造業	17,000	添加物製造業	23,000

※1 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

○ その他

手続き	手数料（円）
各種証明	800